平成２１年（フ）第２６８５号
札幌市東区北43条東３丁目２番10号　ライラックマンション１号
債務者　福井　時江
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０２号
札幌市白石区北郷８条３丁目３番６号　メゾンド北郷Ⅱ―101号
債務者　中鉢　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３０号
札幌市西区琴似４条６丁目３番17号
債務者　佐藤　勝彦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６０号
札幌市東区中沼西１条１丁目４番６号
債務者　水谷　由美（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７４号
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15―406号
債務者　島田　隼通
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７５号
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15―406号
債務者　島田壽美子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８４１号
札幌市北区北28条西11丁目１番62号　荻原晴夫方
債務者　児玉　律子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５９号
札幌市中央区南23条西９丁目１番33号　絵瑠夢23―203号
債務者　弦間　公嗣
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８７５号
札幌市白石区中央２条３丁目３番７―202号
債務者　伊藤　康晴
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８５号
札幌市北区新川４条12丁目５番24号
債務者　細井　一行
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８９９号
札幌市南区真駒内緑町３丁目４番２―201号
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０８号
札幌市白石区菊水８条２丁目５番18―701号
債務者　三隅　友江
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９１１号
北海道恵庭市有明町６丁目９番15号
債務者　恩田　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９１２号
北海道恵庭市有明町６丁目９番15号
債務者　恩田千鶴子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９１６号
北海道石狩市花川南１条１丁目156番地
債務者　佐々木愛子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３１号
北海道石狩市花川南４条２丁目158番地
債務者　桂川　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３４号
札幌市西区発寒７条11丁目５番５―405号
債務者　山崎　正雄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３８号
札幌市南区常盤371番地２
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部